

改正

平成31年3月19日条例第6号

府中市学びの広場設置及び管理条例

(設置)

**第1条** 府中市の歴史及び文化を広く周知し、地域の活性化を図るため、府中市学びの広場（以下「学びの広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 学びの広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置          |
|---------|-------------|
| はじまりの広場 | 府中市府川町63番地1 |
| であいの広場  | 府中市府中町36番地9 |

(施設)

**第3条** 学びの広場に設ける施設は、次のとおりとする。

| 区分      | 施設 |
|---------|----|
| はじまりの広場 | 広場 |
| であいの広場  | 広場 |

(使用の許可)

**第4条** 学びの広場を催し物等に使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学びの広場の使用を許可しない。

- (1) 学びの広場の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 学びの広場の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

**第6条** 第4条の規定により学びの広場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に定める使用料を納付しなければならない。

| 区分      | 施設 | 単位 | 使用料    |
|---------|----|----|--------|
| はじまりの広場 | 広場 | 1日 | 3,300円 |
| であいの広場  | 広場 | 1日 | 3,300円 |

(使用料の減免)

**第7条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第8条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

**第9条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により学びの広場の使用ができないとき。
- (5) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(原状回復等の義務)

**第10条** 使用者は、故意又は過失により施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故の責任)

**第11条** 使用者の不注意その他市の責めに帰することのできない理由による事故に対して市はその責めを負わない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条中であいの広場に係る規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年7月規則第23号で、同30年7月1日から施行）

**附 則**（平成31年3月19日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（使用料等に係る経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（第4条を除く。）は、この条例のそれぞれの施行の日以後の使用等に係る使用料等について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。